

青森県報

号外第三十六号

平成二十九年
三月三十一日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則 (整備企画課) …

公 営 企 業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… (整備企画課) …

規 則

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

青森県工業用水道事業条例施行規則の一部を改正する規則

青森県工業用水道事業条例施行規則 (昭和四十一年四月青森県規則第二十四号) の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「青森県八戸工業用水道にあつては」及び「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円の範囲内において知事が相当と認める額を」を削り、同条第二号中「青森県八戸工業用水道にあつては」及び「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四円八十九銭を」を削り、同

公 営 企 業

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

条第三号中「青森県八戸工業用水道にあつては」及び「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円 (当該水量の使用により超過使用水量が生じた場合においては、その超過使用水量については一立方メートル当たり九十円)」を削り、同条第四号中「青森県八戸工業用水道にあつては」及び「青森県六ヶ所工業用水道にあつては一立方メートル当たり四十五円を」を削る。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程 (昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号) の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 報告セグメント (第九十五条の四)」を「第九章 削除」に改める。

第九章を次のように改める。

第九章 削除

第九十五条の四 削除

第二百二十九条第三号中「年二・八パーセント」を「年二・七パーセント」に改める。

第三号様式から第五号様式までの規定中「工水貯留 (バロ・タンク)」を削る。

附 則

1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 平成二十八年年度青森県工業用水道事業会計決算に係る地方公営企業法施行規則

(昭和二十七年総理府令第七十三号) 第四十条第一項に規定する報告セグメントの区分については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県公営企業財務規程第百二十九条の規定は、平成二十九年四月一日以後に締結する契約(同日前に青森県公営企業財務規程第百三十一条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県公営企業財務規程第百三十一条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭